

答申第826号

情公第2347号

令和7年12月10日

神奈川県公安委員会
委員長 笹野章央様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和7年2月13日付けで諮詢された警察車両に関する文書一部非公開の件
(諮詢第916号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和6年10月20日付け行政文書公開請求に対し、車両に係るデータのうち「犯罪捜査に使用する車両の車種」を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年10月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「現有車両（交番用二輪車を除く）の登録日、国県借、車両価格、所属、車種名（無線警ら車等）、車名（クラウン等）、型式、車体番号、登録番号」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年10月24日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期限を延長した上で、令和6年11月21日付けで、「車両に係るデータから抽出した車両（交番用二輪車を除く）の取得日、経費、単価、所属、登録番号、車種、車名、型式及び車台番号（令和6年10月20日時点のもの）」（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定した上、本件行政文書に記載された「犯罪捜査に使用する車両の登録番号、車種、車名、型式及び車台番号」及び「護送に使用する車両の登録番号及び車台番号」を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和6年12月4日付けで神奈川県公安委員会に対し、本件処分のうち「犯罪捜査に使用する車両の車種」（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

多くの都道府県警察で同様の公開の際、車種（捜査用車等）は、一部特殊車

両を除き車種も公開しており、公開することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがなく、条例第5条第7号に該当しない。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部装備課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

審査請求人が公開を求めた行政文書は、実施機関が保有する交番用二輪車を除いた警察車両の登録日、国県借、車両価格、所属、車種名、車名、型式、車体（車台）番号及び登録番号に係る情報が分かる文書である。

実施機関が保有している警察車両は、車両管理システムにより管理しており、実施機関は、同システムから出力した本件行政文書を対象文書として特定した。

(2) 条例第5条第7号該当性について

本件非公開情報には、実施機関の各所属が保有する捜査車両の種別とともに具体的な用途が記載されている。

これらの車両は秘匿性のある捜査に使用するなどの日々各種捜査活動において使用されており、本件非公開情報が公開されれば、各所属に配備されている捜査車両の車種別、用途の内容及び捜査の用途ごとに使用する車両の台数が明らかとなり、既に公開している情報を組み合わせることにより、用途ごとに配備された捜査車両の車名、乗車定員等が類推され、所属ごとの各種犯罪事件に対応する捜査車両の車名、対処可能な人員に係る情報が推測されるおそれがある。

これにより実施機関における捜査体制及び犯罪事件への対処能力の把握を容易にし、さらには犯罪を企図する者や捜査対象者等が当該情報に基づいて、捜査車両の運行状況等の研究、分析を行うことで捜査体制等に応じた対抗措置や捜査の妨害等を講じることが可能となり、その結果、捜査車両を用いた捜査活動が阻害されることにつながりかねない。

以上のことから、本件非公開情報は、公開することにより、捜査車両を

用いた適正な捜査活動が困難になるといった支障が生じ、犯罪の捜査、予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例第5条第7号に該当すると判断したものである。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、他都道府県警察の公開状況から一部車両を除き車種を公開するよう求めているが、たとえ他都道府県警察と同じ項目であっても、実施機関は前記(2)のとおり諾否の判断を行ったものであり、他都道府県の公開状況によって変わるものではない。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件非公開情報が条例第5条第7号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 条例第5条第7号該当性について

実施機関は、犯罪捜査に使用する車両が秘匿性のある捜査など、各種捜査活動において使用されているため、本件非公開情報が公開されれば、各所属に配備されている捜査車両の車種別、用途の内容及び捜査の用途ごとに使用する台数が明らかとなり、既に公開している情報を組み合わせることにより、用途ごとに配備された捜査車両の車名、乗車定員等が類推され、所属ごとの各種犯罪事件に対応する捜査車両の車名、対処可能な人員に係る情報が推測されるおそれがあると説明している。

当審査会が本件非公開情報を確認したところ、当該情報には単なる車両の種別以上に捜査用途と見なされる内容まで記載されていることが認められる。

当該情報を見るに、実施機関の各所属に配備された捜査用途ごとの車両の台数が判明することは明らかであることから、これを公開すると、実施機関が公開した他の情報と組み合わせることにより、所属ごとの各種犯罪事件に対応する捜査車両の車名や対処可能な人員に係る情報が推測され、ひいては、犯罪を企図する者や捜査対象者等が当該情報に基づき、捜査体制等に応じた対抗措置や捜査の妨害が可能となるとする実施機関の説明は否定し難い。

そのため、実施機関が条例第5条第7号に該当することを理由に本件非公開

情報を非公開としたことは妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、他都道府県警察の公開状況に基づき本件非公開情報の公開を求めているが、実施機関は、神奈川県の個別事情に照らした判断を行ったものであって、他都道府県の公開状況が当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、公開することができない理由として、「神奈川県情報公開条例第5条第7号該当」と記載されているが、その内容については、条例の文言が引用されているにすぎず、各号に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっている。

条例第10条第3項は、「(略) 公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき (略) は、その理由を併せて通知しなければならない。(略)」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者が条例所定の非公開理由のどれに該当するのかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

そのため、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して全部又は一部の非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる理由を付記するようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 2 月 13 日	○ 諮問
令和 7 年 9 月 29 日 (第260回審査会)	○ 審議
令和 7 年 10 月 29 日 (第261回審査会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釤持 麻衣	関東学院大学准教授	部会員
田所 美佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和7年12月10日現在) (五十音順)